

Ⅱ 学 部 教 育

1. 新潟大学医学部規程（抜粋）

（趣 旨）

第1条 新潟大学医学部（以下「本学部」という。）の教育課程の編成，学生の履修方法，卒業の要件等に関し必要な事項については，新潟大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

（学科及び専攻）

第2条 本学部に次の学科を置く。

医学科

保健学科

2 保健学科に次の専攻を置く。

看護学専攻

放射線技術科学専攻

検査技術科学専攻

（教育課程）

第3条 本学部の教育課程は，教養教育に関する授業科目及び専門教育に関する授業科目により編成する。

2 保健学科の専門教育に関する授業科目は，専門基礎科目及び専門教育科目に区分する。

（教養教育に関する授業科目の履修）

第4条 学生は，教養教育に関する授業科目について，医学科にあつては別表第1に定めるところにより，保健学科にあつては別表第2に定めるところにより履修しなければならない。

2 前項の別表第1及び別表第2に規定する科目区分等並びにその科目区分等に基づく授業科目は，新潟大学における授業科目の区分等に関する規則（平成16年規則第38号）の定めるところによる。

3 外国人留学生等が留学生基本科目の日本語の授業科目を履修し，その単位を修得したときは医学科にあつては6単位までを，保健学科にあつては2単位までを初修外国語の授業科目の単位に，留学生基本科目の日本事情の授業科目を履修し，その単位を修得したときは4単位までを人文社会・教育科学の授業科目の単位に代えることができる。

（専門教育に関する授業科目の履修）

第5条 学生は，専門教育に関する授業科目について，医学科にあつては別表第3に定めるところにより，保健学科にあつては別表第4及び別表第5に定めるところにより，履修しなければならない。

（履修手続）

第6条 学生は，履修しようとする授業科目について，授業担当教員に聴講の申請を行い，その承認を得なければならない。ただし，専門教育に関する授業科目のうち，必修科目についてはこの限りでない。

2 前項の履修手続は、各学期ごとに定める所定の期日までに行わなければならない。

(進 級)

第7条 医学科の学生で各年次へ進級できる者は、次の基準によるものとする。

(1) 第2年次への進級

別表第1及び別表第3の第1年次に定める単位数以上を修得した者

(2) 第3年次、第4年次、第5年次及び第6年次への進級

在籍する年次において別表第1及び別表第3に定めるところにより、当該年次に履修しなければならない授業科目の単位数を修得した者

2 前項第1号の進級において、教養教育に関する授業科目の3科目について不合格のため、進級できない学生については、再試験を行うことができる。

3 保健学科の学生で各年次へ進級できる者は、別に定める。

4 進級の判定は、学年末に行う。

(授業科目の修了の認定)

第8条 授業科目の修了の認定は、その授業科目についての出席及び試験の成績等に基づき行うものとする。

2 前項に規定する試験については、別に定める。

(卒 業)

第9条 医学科に6年以上又は保健学科に4年以上在学し、かつ、第4条及び第5条に規定する履修の要件を満たした学生の卒業の認定は、教授会の議を経て、学長が行う。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

2 令和5年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については、なお従前の例による。ただし、施行の日に現に医学部医学科に在学する学生は、別に定めるところにより、改正後の別表第3に規定する授業科目を履修し卒業に必要な単位として加えることができる。

別表第1（第4条関係）

医学科における教養教育に関する授業科目履修方法

科目区分	細区分	授業科目	修得単位数
			1年次
英語	英語		2
初修外国語			6
健康・スポーツ	体育実技		1
情報リテラシー	情報リテラシー	データサイエンス総論Ⅰ	1
		データサイエンス総論Ⅱ	1
自然系共通専門基礎	数学・統計学		2
	物理学		4
	化学		4
	生物学		4
自然科学	理学	自然科学基礎実験	2
医歯学	医学	医学序説Ⅰ	2
自由選択 (上記科目区分の他, 「人文社会・教育科学」, 「新潟大学個性化科目」から選択)			14
合		計	43

別表第2（第4条関係）

保健学科における教養教育に関する授業科目履修方法

（略）

別表第3（第5条関係）

医学科における専門教育に関する授業科目履修方法

（略）～次ページに掲載～

別表第4（第5条関係）

保健学科における専門教育に関する授業科目履修方法

（略）

別表第3 (第5条関係)

医学科における専門教育に関する授業科目履修方法

授業科目名	必修・ 選択の別	1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		6年次		卒業要件 単 位	備考
		第1学期	第2学期												
医学入門	必修		2											2	
早期医学体験実習(EME)	必修	1												1	
人体の構造と機能Ⅰ	必修			13.5										13.5	
生理学実習	必修			2										2	
人体の構造と機能Ⅱ	必修				10									10	
臨床基礎医学Ⅰ	必修				1.5									1.5	
社会医学Ⅰ	必修				2									2	
研究室配属見学	必修				1									1	
早期地域医療体験実習(EME)Ⅱ	必修				1									1	
倫理観と人間性Ⅰ	必修				0.5									0.5	
基礎臨床統合	必修				0.5									0.5	
薬物による生体調節	必修					2								2	
アドバンス基礎医学	必修						1.5							1.5	
早期地域医療体験実習(EME)Ⅲ	必修					1								1	
病理総論	必修					3								3	
生体防御と 感 染	細菌学	必修				3								3	
	免疫学	必修				2.5								2.5	
	ウイルス学	必修				2								2	
	医動物学	必修				1								1	
	総合	必修					1.5							1.5	
医学情報学(応用)	必修							0.5						0.5	
環境医学	必修					1.5								1.5	
法医学	必修							2						2	
公衆衛生学	必修							2						2	
医学英語Ⅰ	必修			0.5										0.5	
医学英語Ⅱ	必修								0.5					0.5	
統合臨床医学	必修					4								4	
臨床実習入門	C B T	必修							2					2	
	OSCE	必修							4					4	
臓器別講義・演習Ⅰ	必修						15							15	
臓器別講義・演習Ⅱ	必修							18						18	
臓器別講義・演習Ⅲ	必修								7					7	
多職種連携	必修							0.5						0.5	
臨床実習ⅠA	必修								7					7	
臨床実習ⅠB	必修									15				15	
臨床実習ⅠC	必修										15			15	
臨床実習ⅡA	必修										7			7	
臨床実習ⅡB	必修											15		15	
臨床医学講義(集中)	必修												7	7	
医学研究実習	必修						7							7	
年次別修得単位数			3		32.5		45		43.5		37		22	183	

2. 履修基準

(1) 教養教育に関する科目の履修

医学科の学生は、新潟大学教育・学生支援機構が公示する新潟大学授業科目開設一覧から別表第1に定めるところにより履修しなければならない。（医学部規程第4条参照）

(2) 専門教育に関する科目の履修

医学科の学生は、専門教育に関する科目について、別表第3に定めるところにより履修しなければならない。（医学部規程第5条参照）

(3) 卒業

医学科に6年以上在学し、かつ、第4条及び第5条に規定する履修の要件を満たした学生の卒業の認定は、教授会の議を経て、学長が行う。（医学部規程第9条参照）

3. 進級基準

医学科の学生で各年次へ進級できる者は、新潟大学医学部医学科進級基準に定める。進級の判定は、学年末に行う。（医学部規程第7条参照）

4. 授業科目の修了の認定と成績評価

(1) 授業科目の修了の認定は、教養教育に関する科目については「新潟大学における授業科目の区分等に関する規則」を参照のこと。

専門教育に関する科目については次に基づいて行う。

なお、学生は、成績評価が「新潟大学における授業科目の区分等に関する規則」第8条第2項に規定する成績の評価基準に照らして不相当と考えるときは、不服を申立てることができる。

(2) 成績評価

① 成績の評価は、考査により行う。

② 考査は、学修状況、学修報告（いわゆるレポート）、試験等を総合して行う。

- ③ 授業科目の評価は、100点満点をもって評価し、60点以上の成績を得た学生を合格、59点以下の成績を得た学生を不合格とする。成績の評語及び基準は次表のとおりである。

点 数	評語	基 準
100点～90点	秀	授業科目の目標を超えている。
89点～80点	優	授業科目の目標に十分達している。
79点～70点	良	授業科目の目標に照らして一定の水準に達している。
69点～60点	可	授業科目の目標の最低限を満たしている。
59点～0点	不可	授業科目の目標の最低限を満たしていない。

前述にかかわらず、授業科目の成績において点数をもって評価できない場合は、「認定」又は「合格」の評語をもって評価することがある。

- ④ 学生が希望しても一度修得した単位及び成績を取り消すことはできない。
 ⑤ 出席時間数が授業時間数の3分の2以上に達しない学生は、考査を受ける資格を失うことがある。

(3) 試 験

- ① 試験は原則として第1学期及び第2学期の終わりに行うが、科目によっては随時行うことがある。
 ② 試験の結果は掲示等により学生に通知する。

(4) 再 試 験

試験の結果、不合格になった学生については再試験を行うことがある。

(5) 追 試 験

- ① 病気その他のやむを得ない理由により試験を受験できなかった学生については、学生の願い出により、追試験を行うことができる。
 ② 追試験を希望する学生は、試験前までに必ず学務係へ電話連絡するとともに、試験前または試験終了後1週間以内に「追試験願」及び次の書類を添えて医学部長に願い出て、追試験受験の許可を受けなければならない。
 イ 病気の場合は、医師の診断書
 ロ 事故の場合は、その証明書
 ハ その他の場合は、理由書とそれを証明できる書類

(6) 不正行為

試験における不正行為により懲戒処分を受けた学生に対しては、不正行為を行った科目は不合格(0点)とし、それ以外の当該学期の履修登録科目は、すべて履修取消とする。

(7) 成績評価に対する疑義照会及び不服申立てについて

医学科における専門教育に関する授業科目の成績評価に対して疑義がある場合は、原則として成績公開学期内に、成績確認表を持参の上、医学科学務委員長（医学科学務係）に申し出てください。

なお、疑義照会の回答に対し不服がある場合、不服を申し立てる制度があります。不服の申立てについては、医学科学務係に申し出てください。

5. 在学年限及び除籍

在学年限及び除籍について、本学学則において次のとおり定めている。

在学年限を超えた者及び授業料を納付しない者等は、除籍となる。

新潟大学学則（抜粋）

（在学年限）

第40条 学生が本学の学部に進学することができる年限は、その学部の修業年限の2倍を超えることができない。

ただし、医学部医学科の第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次並びに第5年次及び第6年次の各2学年間におけるそれぞれの在学年限にあつては、4年を超えることができない。

（除籍）

第71条 次の各号のいずれかに該当する学生は、その学生が所属する学部の教授会の議を経て、学部長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第40条に規定する在学年限を超えた者
- (3) 第66条第1項ただし書に規定する休学期間を超えた者
- (4) 入学料の免除又は徴収猶予を願い出て、許可されなかった者及び入学料の免除（全額免除を除く。）又は徴収猶予を許可された者で所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなかった者
- (5) 行方不明の届出のあった者